

<研究ノート>

沖縄型自由貿易地域論

—改正関税法によせて—

高 良 守

はじめに

1995年10月25日の「県民総決起大会」から沖縄の米軍基地の意義を問う問題は、米軍基地跡地利用の問題へとすり替わっていったことは目に見えて明らかであった。つまり、沖縄の米軍基地跡地利用の問題は本県における経済自立のための代替産業の創出が可能か否かに焦点が移されたのは記憶に新しい。それ以後沖縄の経済問題は1997年末まで県内外の学者や経済人及び一般人を巻き込んでの大論争となつた。その論争の中「自由貿易地域」と「自由貿易」の定義がないまま一部の経済人や識者までもが勝手に自由貿易地域を解釈し、言葉自身が一人歩きし、挙げ句の果ては事の根本をないがしろにしてお互に中傷し合うはめになってしまったことは非常に残念なことであった。

その代表的なものが自由貿易地域の形態であった。つまり、沖縄自由貿易地域を「地域限定型」か、それとも「全県型」と騒がれたように、その制度を用いる意義を見失ったことは非常に残念なことである。そもそも「地域限定型」「全県型」というのは、本県が自由貿易地域を用いてどのような目的を達成するかの手段であって、その「地域限定型」とか「全県型」とかが本来の目的ではなかったはずだ。いわゆる、手段が「目的化」してしまっていた。そのためいつの間にか沖縄自由貿易地域を設置する目的が失われたままその手段のみがクローズアップされてしまった。

ちなみに、自由貿易地域の「地域限定型」というのは、ある一定の区域・地域を関税領域外として、そこに産業の中心となる中小企業を集積させ、外国から搬入した部品・半製品をアッセンブリングや組立て、加工等の付加価値をつけたのちに県外へ移輸

出し、そのことにより産業の活性化を図ろうというものである。

一方「全県型」というのは、県内に輸入されている外国製品の関税などを取り扱い、そのことにより低コスト社会を実現させ、県民自身がメリットを享受できるような安価な社会の構築を目指したものである。ちなみにこの全県型の背景には、日本国でなかなか進まない規制緩和を沖縄において先行的及び実験的に取り入れようとしていたのは周知のことである。

このように、事の根本をないがしろにして県内が2分化され、あげくの果てには「全県型はどうなるか想像もつかないので、とりあえず地域限定型でやってみたらどうか」、今の自由貿易地域の失敗から「全県型はムダの拡大になる」、さらに自由貿易地域の拡充・強化という言葉尻をつかまえて「今の自由貿易地域の失敗を拡充、不自由を強化してどうなる」など、ここまでくると言葉が一人歩きというよりも言葉が成長しているように思えてならない。誰もがやりきれない気持ちで沖縄の未来について暗雲を見ていたに違いない。

その結果、県内における自由貿易地域のスタンスが示されなかつたことは、政府にとっては都合がいい「自由貿易地域」を押し付けられたような感さえ残る。

このような中1998年改正関税法が6月29日をもって施行されることとなった。そこで、改めて沖縄自由貿易地域の意義を検討してみたい。

では、今回の改正関税法はどのようにになっているのかを検討することにしよう。

1 関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令

(1) 沖縄自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例

第10条の3

沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第25条第2項（総合保税地域の許可）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第3項（保税蔵置場等の許可）の規定により許可を受けた保税工場における保税作業（関税法第56条第1項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）による製品である外国貨物が平成14年3月31日までに輸入される場合において、関税法第7条第2項（申告）の規定により提出される輸入申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第4条第1項本文（課税物件の確定の時期）の規定を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第2号に係る同項ただし書きの規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適當としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

(2) 沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し

第10条の4

沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者（以下この条において「承認小売業者」という。）から輸入された物品（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第85条第1項（旅客の携帯品に係る関税等の払戻し）に指定する指定物品その他の政令で定める物品を除く。）を購入した場合（沖縄振興開発特別措置法第18条の8（輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し）に規定する施設において購入した場合に限る。）において、平成14年3月31日までに当該旅客が当該物品を携帯して当該出域をしたときは、当該承認

小売業者に対し、当該物品（政令で定める金額の範囲内のものに限る。）について納付された関税（関税法第9条の2第1項又は第2項（納期限の延長）の規定により納期限が延長されている場合において、その関税が納付されていないときは、納付すべき関税）に相当する金額（関税法第2条第1項第4号の2（定義）に規定する附帯税に相当する金額を除く。）を払い戻すものとする。

2 税関長は、承認小売業者が関税法のその他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 第1項に規定する購入の方法は、関税の払戻しの手続きその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

では、この関税法改正により本県の自由貿易地域はどのようにになっていくのだろうか。また、本県の刷新されるべき自由貿易地域はその目的を達成できるのであろうか。さまざま角度からこの改正関税法における諸問題点及び従前の沖縄自由貿易地域の諸問題点について論考してみたい。

2 東アジアの台頭

1985年の「プラザ合意」をきっかけに日本企業の本格的な海外進出が始まった。いわゆる日本企業の多国籍化である。そのターゲットとなったのが東アジアを中心とするアジア地域であり、その投資形態は従前のものとは異なるユニークなものであった。それは、OEM生産（委託生産方式）と呼ばれるもので、原材料や部品、半製品及び設備をも持ち込み、低廉な労働賃金を武器に安価な完成品を主に自国内（日本）や米国に輸出する貿易形態であった。

アジア地域に投資先が集中した背景には、①政治が比較的に安定し、②教育水準が一般的に高く、③労働賃金が低い、という条件が重なったためであったと考えられる。政治が安定しているということは、国策をもって「経済成長」のみに焦点を絞らせ、また教育水準が高く、さらに労働賃金が安いというこ

とは、良質で安価な完成品の製造を可能にしていた。特に台湾や韓国についてはいち早くその施策に取り組み、フィリピンについては基地返還後の経済立て直し策としてスーピック・ベイ・フリーポートを自由港として活用したのは記憶に新しい。

また、最近特に目をみはるのは中国の経済特別区である。1979年鄧小平が打ち出した「改革・開放路線」を受けて、翌年外資導入を図る目的でシンセン、スワトウ、珠海（ショウハイ）、アモイの計4ヶ所

表一1 東アジアにおける貿易促進地域

名 称	馬山輸出自由港	シンガポール自由港	香港自由港	スーピック自由港
設 置 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・外国企業誘致 ・輸出拡大 ・技術向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・中継加工貿易の促進 ・貿易振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・中継加工貿易の促進 ・貿易振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国企業誘致 ・輸出拡大 ・雇用拡大 ・技術向上
作 業 の 種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料及び半製品の輸入、倉庫保管、加工、組立、輸送、荷役作業梱包、積替 ・輸出製品の加工、製造及び組立に関するすべての活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物の陸揚、船積み、荷役作業、貨物の計測、計重、積荷卸、商品の保管、分類洗浄、組立、製造、地域内及び外国向け発送、展示、サンプリング、マーキング、ラベリング、競売、貨物の発送 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物の陸揚、船積み、荷役作業、貨物の計測、計重、積荷卸、商品の保管、分類洗浄、組立、製造、地域内及び外国向け発送、展示、サンプリング、マーキング、ラベリング、競売、貨物の発送 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物の陸揚、船積み、荷役作業、貨物の計測、計重、積荷卸、商品の保管、分類洗浄、組立、製造、地域内及び外国向け発送、展示、サンプリング、マーキング、ラベリング、競売、貨物の発送
誘 致 の 特 典	<ul style="list-style-type: none"> ・認可手続きの簡素化 ・各種書類負担の軽減 ・合弁投資会社の諸問題の解決 ・外国人投資に対する租税免税措置 ・配当金の対外送金の保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税15% ・製品輸出企業の法人税を10% ・10年以上経営の製造業は黒字転換後2年免税、3年半減、サービス業も1年免税 ・国外送金課税免税 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的誘致策（税金の免税） ・輸出入税免税 ・為替の自由 ・国外送金の自由 ・所得税15.5%以内、法人税一律17% 	<ul style="list-style-type: none"> ・総所得に対する5%税を除く全ての税を免税 ・利益全額送金可能 ・経済特別区としてモノ・サービスの移動を自由化 ・25万ドル以上の投資家には、家族を含めて永住権を付与

に「経済特別区」を設置した。1988年には省に昇格した海南島が加わり現在5ヶ所となっている。

ちなみにこれらの地域は主に労働集約型産業に集中していたことは周知のところである。

では、これらの地域に共通する貿易促進地域とは一体どのような特質をもっているのだろうか。

表一1はアジア地域における貿易促進地域の概要を表している。

以上からも明らかなようにこれらの貿易促進地域に共通しているのは、進出企業に対する明確なインセンティブと自由なビジネス活動であることは言うまでもない。特に目につくのは進出企業に対する税制の優遇措置であることは一目瞭然である。

では、これらの地域へ対抗するための貿易促進地域を沖縄は今回の関税法改正によって創出できるのだろうか。

以下具体的に改正関税法を論考してみることとする。

3 改正関税法の陥穽

1998年6月19日、関税法の改正に伴って導入された自由貿易地域の関税選択課税制度及び沖縄型特定免税店（デューティーフリーショップ）制度の適用品目を定めた関税暫定措置法の施行令改正が決定し、同月の29日から施行されることになった。

選択課税制度と沖縄型特定免税店が導入されたことは評価されるべきことではあるが、果たして刷新されるべき沖縄自由貿易地域がこれら諸制度をもってその設置目的を達成するかは疑問が残るところである。また、今回新たに追加された「選択課税制度」については1988年の沖縄自由貿易地域がオープンしたときから要求されていたものであることを考慮した場合、沖縄自由貿易地域に対する諸制度の取り組みがお世辞でも素早かったとは言い難い。

本来自由貿易地域というのは、「貿易港の一部または全区域をその国の関税領域外に置き、その域内に搬出入される外国貨物については関税を課せられることなく、また搬出入の手続きが簡素化された地域」のことをいう。そのため、自由貿易地域に搬出入される貨物については税關の簡単、かつスピーディーな諸手続きが要求され、関税や内国税が課せられないところにそのメリットがある。さらに、自由貿易地域等の貿易促進地域においてはその国々によって設置目的は多少の違いはあるものの、共通しているのはその設置目的達成のための法的（ソフト）及びインフラ（ハード）整備がなされていることである。

そこで、今回の関税法改正について上述の選択課

税制度と沖縄型特定免税店のみがクローズアップされているが、果たして従前の沖縄自由貿易地域制度の根本的な問題はクリアされているのだろうか。

(1) 輸入線の不一致

わが国の貿易は「関税法」（大蔵省）と「外為法」（通産省）を用いる二元行政になっており、各々の法解釈において輸入線が一致していないのは恐らく周知のところであろう。関税法において輸入とは関税線を越えたとき=通関時となっているが、外為法は輸入の定義を明確にはしていないが、輸入貿易管理令第4条の法解釈において、本邦の海岸線を突破した時としている。よって、この関税法と輸入貿易管理令による輸入線の不一致が沖縄自由貿易地域に致命的な問題を生じさせている。それが、IQ品目などに見られる域内への搬入規制である。

例えば、タラやニシン、イワシ、サンマ、ブリ、サバ、アジ等に見られる近海魚については、IQ品目=輸入割当品目といって、その割り当てを輸入業者が持っていない場合には、自由に域内へ搬入することが出来ない。もちろん国内へ輸入（通関）されることもない。よって、従前の沖縄自由貿易地域にみられるようなIQ品目などの域内搬入の可否は最も重要な課題と位置づけられる。ゆえに、関税法改正に示されるように原料課税か製品課税かという問題は、外国貨物の域内搬出入を原則自由というふうにしなければ、やはりその制度そのものを生かすことが出来なくなるといつても過言ではない。

つまり、今回の関税法改正による選択課税制度についての落とし穴は、域内に搬入される主に牛肉という品目に焦点を絞っているため、当然のことながら域内に持ち込まれることのないIQ品目についてはその対象とすらならないのである。

いわゆる、自由貿易地域へ持ち込まれる品目については「原則自由」とし、その加工や製造過程を経て加工業者や製造業者に原料課税か製品課税かの有利な税制を選択できるようにしなければならないはずだが、輸入制限品目や輸入規制品目の対象となるものについては、「入り口」の段階で選択課税制度の摘要すら受けられないのである。

持論からすると、関税法を小手先だけいくらいじつても輸入貿易管理令第4条の適用を受ける限り、自由貿易地域はその制度を十分に発揮することはない。

よって、政府が国内産業保護のもと規制しているIQ品目などにおいても、自由貿易地域内への搬出入は「原則自由」とすべきであり、自由貿易地域内においてアッセンブリング、加工・組立後に外国へ再搬出または、単なる通過を目的とする貨物についても「陸揚げ可能」とすべきである。

沖縄の場合、本県で消費されるコンブなどの輸入もIQの枠を持っていないという理由から輸入、もしくは陸揚げ自体出来ない状態である。いわゆる、沖縄ではその生産者が皆無であるのにもかかわらず、通産省の「国内産業保護」という大義名分を無理強いさせられているのが現状であり、本土のモノサシをもって法律の画一化を固守させられているのである。

その結果、沖縄は本土—沖縄間の輸送コストが賦課された割高なコンブを買わされている。

(2) 関税法における条文同士のバッティング

実はIQ品目における輸入規制は関税法第70条の適用を受けているため上述した問題が結果的に生じている。この関税法第70条とは「他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるものが必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない」を規定しているものである。つまり、近海魚などにみられるようなIQ品目（通産省）や、化粧品（厚生省）などの品目を輸入しようとした場合、管轄省庁の許可を必要としている。よって、その許可がなければ自由に輸入（陸揚げ）が出来ない状態にある。

一方、沖縄自由貿易地域は関税法枠内における保税地域としての扱いを受けている地域であることは周知のところである。この関税法において総合保税地域、保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場などは通関時をもって輸入と見なされる地域であることは、同法第2条で明確に定義されている。つ

まり、同法第2条において「『輸入』とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう」とある。つまり、同法の解釈からしてもやはり保税地域に外国貨物が蔵置されている（陸揚げも含む）状態では輸入と見なされていない。従って、IQ品目をはじめとする外国貨物の自由な搬出入が可能とされる地域である。

しかしながら、IQ品目などにおける輸入規制品目は、外為法の関わり合いもあるが、関税法第70の適用を受けていため事実上陸揚げ出来ない状態である。つまり、関税法の条文第70条の適用は受けていても、同法第2条の適用は受けていないのである。結果的に、同法内において条文同士がバッティングし、第〇条は適用可で、第×条は適用不可という問題が実際に起こっている。よって、自由貿易地域においては設置目的を可能にしうる外国貨物である場合には、条文同士のバッティングを受けることのない自由貿易を可能にせしめる一本化した「法制度の確立」が必要不可欠である。

ちなみに、沖縄自由貿易地域の設置目的を可能にせしめるための外国貨物とは具体的にどのようなものがあるのだろうか。それはまさしくIQ品目における輸入割当品目と米、粉、穀粉などの輸入規制品目である。これらの外国貨物の搬出入許可は関税法第39条によって事実上税関長の権限となっている。同法第39条によると「税関長は、指定保税地域の目的を達成するため必要があるときは、指定保税地域に入れることのできる貨物の種類を定めることができる」とある。

いわゆる、IQなどは進出した輸入業者からすると当然に設置目的を達成せしめる外国貨物であったことは明白である。しかしながら、1988年のオープン以来、域内進出業者からの要求にもかかわらず税関長はその権限行使することはなかった。

このことがのちに自由貿易地域を「不自由貿易地域」と嘲笑される原因の一つにもなっていくことになる。よって今後の自由貿易地域内における搬出入

の許可権限についても再考しなければならない重要な課題であることは言うまでもない。

(3) 投資税減税の効果に疑問

表一1からも見てわかるように、アジアに点在する貿易促進地域の法人税や諸制度のインセンティブは明らかである。香港及びシンガポール、経済特別区（中国）などは法人税がともに15%台とその投資誘因が最大の魅力となっている。しかし、沖縄の自由貿易地域については、投資税控除制度において中小企業で実質約25%台となっており、どう考えても魅力あるインセンティブとは思えない。

また、投資税控除制度が効率よく生かされるためにはあくまでも外資・内資を問わず企業が沖縄自由貿易地域へ進出することによってはじめてその意味をなすものである。しかしながら、沖縄自由貿易地域の法人税や諸制度を見る限りどう考えても企業がその域内に進出するとは考えにくい。つまり、沖縄自由貿易地域に進出しない企業に対して、投資に対する税を控除するといつても何のインセンティブにもならない。

沖縄自由貿易地域への進出の際のメリットとされている投資税控除制度は、「あたかも黒煙が工場の煙突から噴出しているのを工場主が『奇麗な虹色の

煙にしたから大丈夫』と言わんばかりの問題と全く同じ発想である。事の根本となる問題は何ら解決されていない。

今沖縄自由貿易地域に求められているのは、中途半端な方手落ちの制度ではなく、アジア諸地域を念頭にいれたまさにグローバルスタンダードを基準とした、また国際都市形成構想が生きるような制度であると考えている。

(4) 沖縄型特定免税店の設置

ショッピング天国香港の物価水準高は、国際比較においてあまりにも割高であるため香港を訪れる観光客の減少が目立っている。香港は主権返還前、いわゆる「バブル」が形成されたことにより、不動産の相場は一挙に数倍近く上昇し、そのことがスーパー・マーケットを始め、百貨店及び家賃などの急上昇を招いた。その結果、香港における流通経費が膨張したため、国際水準からみてもはるかに割高な水準になってしまった。具体的には生鮮食料品200kgの場合、香港一九龍の中心地までの輸送料（冷却装置付きトラック）は、AIRで那覇—香港間の輸送料に限りなく近づいている。

次の表は香港から撤退（予定）した日本企業である。

表一2 主な日系百貨店及びスーパー撤退（予定）企業

（1998年7月現在）

年	月		企 業	撤 退 支 店
1994年	3	撤 退	松坂屋	アドミラルティ店
1994年	7	撤 退	ジャスコ	尖沙咀店
1995年	5	撤 退	三 越	尖沙咀店
1995年	12	撤 退	伊勢丹	アバティーン店
1996年	3	撤 退	伊勢丹	尖沙咀店
1997年	11	撤 退	ヤオハン	香港内全10店舗
1998年	8	撤退予定	松坂屋	コーズウェイベイ店
1998年	12	撤退予定	大 丸	コーズウェイベイ店

以上のように香港から企業が撤退することは何を意味しているのだろうか。1997年7月の香港返還後における日本人観光客は40%までに減少し、韓国からの観光客も30%近くも減少している。この事実を沖縄はどのように受け止めるべきなのか。

さて、今回の改正関税法においては、沖縄型特定免税店の設置が組み込まれているが、果たして沖縄観光産業振興の一役を担うことが可能か疑問視されるところである。

それでは、今回のこの関税法改正に伴う沖縄型特定免税店を深く理解するために沖縄における類似の諸制度を改めて論考してみよう。

①「デューティーフリーショップ」

税関空港において、外国へ出国する観光客及び旅行者への保税販売を目的とするもので、法上出国者が携帯して積み戻しすることが義務づけられている。

この制度は免税物資を購入できる一般的なものとして認識されいるはずである。

我が国の保税売店及び販売は、(ア)保税売店及び類似の設備は開港または税関空港以外の場所に設置しないこと、(イ)保税売店の販売は海路または空路に

表一3 デューティーフリーショップ取扱品目

物 品 名	品 目	内 容	関 税 率
1 酒 類	①ビール		6.4円／ℓ
	②ワイン	(1)スパークリングワイン	206.6円／ℓ
		(2)シェリー、強化ぶどう酒	123.2円／ℓ
		(3)その他	21.3% or 156.8円／ℓ
	③ウイスキー	(1)バーボンウイスキー	13.7%
		(2)ライウイスキー	15.7%
		(3)スコッチウイスキー	172.5円／ℓ
		(4)アルコール分50%以上	207.2円／ℓ
2 製 造 た ば こ	①葉巻タバコ		20.0%
	②紙巻タバコ		無税
3 香 水	香 水 類 及 び オ ー デ コ ロ ン 類		2.1%
4 化粧品類	①リップ、アイメイキャップ		2.3%
	②マニキュア		2.6%
	③パウダー		2.3%
5 財 布	①革製	(1)貴金属を使用し、課税価格が 6千円を超えるものに限る	18.5%

よる海外向け旅行者に限ること、などを大前提としている。これは関税協力理事会（通称CCC：Customs Cooperation Council）が1960年（昭和53年）加盟国に対して「保税販売に関する勧告」を行ったのに対し、日本政府はこの勧告を1972年（昭和47年）に受諾して現在に至っている。つまり、このデューティーフリーショップ制度は国家間における国際約束であり、その効力は狭義の「条約」となんら変わるものではないとの解釈で日本国政府は日本国憲法第98条第2項の「国際法規の尊守」にあたるとして保税販売及び保税販売の設置場所の規律を厳守している。

また、保税売店については、関税基本通達42-17にも準じ、そこで販売される関税など課税留保の物品の取締上の目的から、税関空港の出国待合室等部分に設置された物品販売施設及び物品保管施設に限りこれを一括して、保税蔵置場として許可している旨を規定している。従って、上記のことから開港及び税関空港以外の保税販売を目的とする施設の設置は禁じられている。

ちなみに、デューティーフリーショップで取り扱われている商品は表一3のとおりである。

物 品 名	品 目	内 容	関 稅 率
		(2)その他	11.6%
		(1)貴金属を使用し、課税価格が 6千円を越えるものに限る	18.5%
		(3)パウダー	2.3%
6ハンドバッグ	①革製	貴金属を用いたもの	16.2%
	②その他	ク	18.5%
7旅行バッグ (革製以外)	①トランク(スーツケース類)	(1)貴金属を使用し、課税価格が 6千円を越えるもの	18.5%
		(2)その他	9.3%
8衣 類	①コート類	(1)羊毛製 · 刺繍もの · その他	15.0% 13.1%
		(2)その他 · 刺繍もの · その他	15.0% 13.0%
		(1)羊毛製 · 刺繍もの · その他	16.8% 13.1%
		(2)その他 · 刺繍もの · その他	16.8% 13.1%
	③シャツ類	(1)綿製 · 刺繡もの · その他	15.0% 13.1%
			10.1%
	④下着類		
	⑤スカーフ	(1)刺繡、レース使用	14.3%
		(2)その他	11.2%
		(1)刺繡、模様編み	14.3%
		(2)その他	11.2%
10履 物 (革製除く)	①サンダル		10.0%
	②短靴		9.3%
11傘	①折畳み式		5.8%
	②短靴		5.8%
12陶磁製品	①磁器製	(1)食卓用品、台所用品	3.1%
	②陶磁製	(1)小像、その他の装飾品	3.1%
13ガラス製品	①コップ類		4.2%
14身辺用細貨類	①銀製		6.2%
	②その他貴金属製		6.2%
15電気かみそり			無税
16光学機器	①双眼鏡、眼鏡用レンズ		無税
17カメラ			無税
18時 計			無税
19オルゴール			無税
20スポーツ用品	①ゴルフクラブ、及びボール		無税
	②テニスラケット		無税
21万年筆			無税~6.5%
22 ボールペン その他のペン	①ボールペン	(1)キャップに貴金属のあるもの	無税
		(2)その他	5.5% or 1.38円／本

物 品 名	品 目	内 容	関 稅 率
	②フエルトペン		4.3%
23シャープペンシル		(1)キャップに貴金属のあるもの (2)その他	無税 6.5%
24ライター	①携帯用	(1)ガス詰替え不可なものに限る (2)ガス詰替え可能なものに限る	2.6% 5.1%
	②その他		4.1%

(出所) 沖縄県産業政策室

②観光戻(れい)税制度（沖縄復帰特別措置法第85条）

この制度は、復帰後における沖縄の観光事業に資するために設けられた制度で、主に本土の観光客や旅行者が国際通りなどに点在する特定の小売店（観光戻税承認小売店）で購入した外国製のウイスキー やブランデー、香水などを航空機または旅行船によ

表一 4 戻税制度における品目及び払い戻し額

り、携帯して持ち帰る際に一定額（戻税相当額）が 払い戻される制度である。よって、この制度は前者と違って、外国へ出国する観光客のみを対象としているのではなく、来沖する旅客者を対象としているのに大きな違いがある。

ちなみに、この観光戻税制度の対象品目と払い戻し額は以下のようになっている。

品 名	数量または価格の限度	払 い 戻 し 額 の 例
ウイスキー・ブランデー	3本（1本760cc程度）	700ccで千円程度
腕時計	2個（1個が4万円以下）	4万以下程度で2千円程度
香 水	2オンス	小売価格1万円で550円程度
喫煙用ライター		
万年筆		
革製ハンドバッグ		
身辺用細貨額		
さんご・べっ甲製品		
	これらの品物を全部とりまとめた小売価格の合計額 26万円	品物によってことなるが、小売価格1万円程度のもので、払い戻し額が500円～1,000円程度

(出所) 沖縄地区税関

次頁の表一5は年度別戻税制度の推移を表している。表一5からもわかるように沖縄を訪れて出域する観光客は戻税制度を充分に利用しているとは言い難く、平成9年においてはなんと100人中1.5人しか利用していないことになる。

では、観光戻税指定店の推移はどのように変化しているのだろうか。

表—5 観光戻税制度年次別推移表

年別	販売額		戻税額		出域客数		利用率
	(万円)	前年比	(万円)	前年比	(人)	前年比	
S 47年	144,002	—	38,859	—	597,294	—	21.9
48年	377,820	(262.4)	91,649	(235.9)	1,008,239	(168.8)	35.7
49年	452,824	119.9	108,017	117.9	1,113,098	110.4	35.5
50年	905,181	199.9	246,062	227.8	1,863,841	167.4	40.3
51年	452,728	50.0	123,010	50.0	1,157,088	62.1	34.0
52年	524,821	115.9	139,586	113.5	1,489,573	128.7	30.4
53年	605,415	115.4	160,539	115.0	1,752,866	117.7	29.8
54年	765,838	126.5	197,448	123.0	2,063,769	117.7	30.0
55年	704,304	92.0	179,791	91.1	2,040,313	98.9	27.2
56年	771,766	109.6	195,141	108.5	2,147,099	105.2	28.1
57年	743,025	95.1	184,118	94.4	2,098,080	97.7	27.0
58年	686,016	93.5	176,016	95.6	2,066,459	98.5	26.1
59年	813,624	118.6	201,074	114.2	2,280,600	110.4	27.0
60年	860,501	105.8	200,053	99.5	2,311,953	101.4	26.1
61年	861,735	100.1	194,417	97.2	2,277,435	98.5	26.5
62年	949,479	110.2	212,011	109.0	2,522,268	110.8	25.6
63年	928,135	97.8	208,150	98.2	2,679,698	106.2	23.6
H元年	739,476	79.7	147,532	70.9	2,948,291	110.0	19.5
2年	584,295	79.0	105,589	71.6	3,215,648	109.1	15.2
3年	412,400	70.6	76,916	72.8	3,214,785	100.0	11.1
4年	268,775	65.2	50,047	65.1	3,380,900	105.2	7.1
5年	173,416	64.5	31,468	62.9	3,480,224	102.9	4.5
6年	117,244	67.6	19,843	63.1	3,460,610	99.4	3.1
7年	90,975	77.6	16,747	84.4	3,570,188	103.2	2.6
8年	85,810	94.3	17,136	102.3	3,717,162	104.1	2.5
9年	63,344	73.8	11,775	68.7	4,102,674	110.4	1.5

(出所) 沖縄地区税関

表一 6 観光戻税承認店舗数の推移

官署別 年代	本 関	沖 縄 税関支署	那覇空港 税関支署	石 垣 税関支署	計	増減指数
昭和47年	339	126	5	—	470	100
48年	352	131	5	—	488	104
49年	124	29	5	—	158	34
50年	117	20	4	—	141	30
51年	145	22	5	—	172	37
52年	115	19	5	—	139	30
53年	106	18	5	—	129	27
54年	105	16	5	—	126	27
55年	107	15	6	—	128	27
56年	107	12	6	—	125	27
57年	101	10	6	—	117	25
58年	95	10	6	—	111	24
59年	94	11	6	—	111	24
60年	92	10	5	—	107	23
61年	100	13	5	—	118	25
62年	102	13	6	—	121	26
63年	114	15	5	—	134	29
平成元年	114	17	5	—	136	29
2年	113	19	5	—	137	29
3年	109	19	5	—	133	28
4年	109	19	5	—	133	28
5年	91	16	5	—	112	24
6年	91	16	5	—	112	24
7年	84	15	5	—	104	22
8年	75	12	5	7	99	21
9年	71	12	5	7	95	20
10年	67	13	5	7	92	20
10年 6／1	53	12	5	7	77	16

(出所) 沖縄地区税關

以上からも分かるように本県における観光戻税承認店舗数は全体的に減少傾向にあり、平成10年6月の時点においては77店舗、増減指数になると16%にも落ち込んでいる。これは、明らかに本県における観光戻税制度の終焉とみて間違いない。

では、この戻税制度を利用して購入される品目にはどのようなものがあるのだろうか。表一7は過去3年間の指定物品別の推移を表している。

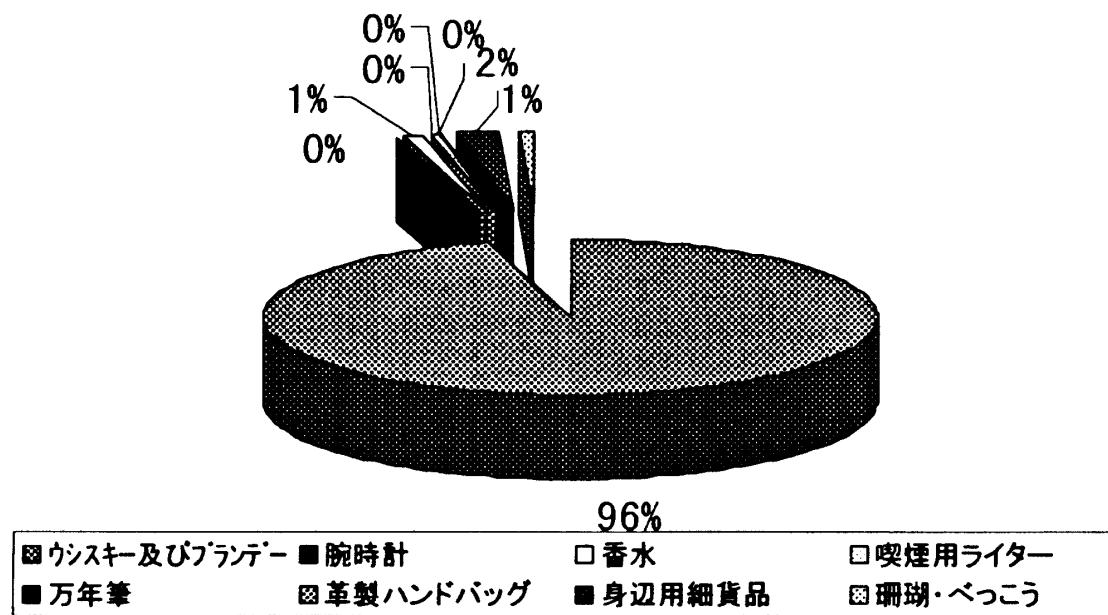
表一7 指定物品別観光戻税品目

(単位:千円)

区分 指定物品	平成7年度		平成8年度		平成9年度	
	戻税額	構成比	戻税額	構成比	戻税額	構成比
ウイスキー及びブランデー	160,238	95.7	166,832	97.4	112,627	95.7
腕時計	146	0.1	33	0.0	26	0.0
香水	2,225	1.3	912	0.5	1,331	1.1
喫煙用ライター	73	0.0	34	0.0	124	0.1
万年筆	42	0.0	15	0.0	22	0.0
革製ハンドバッグ	実 績 な し					
身辺用細貨品	3,923	2.3	2,784	1.6	2,571	2.2
珊瑚・べっこう	819	0.5	749	0.4	1,048	0.9
合計	167,466	100.0	171,359	100.0	117,749	100.0

(資料) 沖縄地区税関

図一1 平成9年度指定物品売上げ構成比



(資料) 沖縄地区税関

戻税品目においては主にウイスキーやブランデーに偏重している。しかしながら表—5からも分かるように観光戻税制度を利用している観光客はほとんどいないことから、もはや本制度は現代の時世には沿わないものとなっていることは容易に想像がつく。

例えば、今の時代観光客からするとなぜわざわざ沖縄に来て、ウイスキーやブランデー、万年筆、べっこうを買わなければならぬのだろうか。ましてや外国からくる観光客は、自国の方が比較にもならないほどの価格で手に入るウイスキーやブランデー、革製品をどうしてお土産として買う必要があるのだろうか。どこにでもある免税品なら近くのディスカ

ウントストアに行けばいいはずだ。実際、価格破壊が常識・日常茶飯事になっている現代において以上のような品目は、特定な場所に行けばいくらでも、さらに免税店より安く手にはいるはずだ。

現在、酒税法改正によりその価格差は縮まる一方であることから、沖縄で販売されているウイスキーとブランデーは以前より魅力ある商品とは言い難い。

では、本県の代表的産業の一つである泡盛の免税店における価格はどうであろうか。表—8は、那覇空港在の出国待合室にある免税店（デューティーフリーショップ）と小売店の泡盛の価格を表したものである。

表—8 種類価格比較表

商 品 名	酒 造 メ カー	(単位：円)		
		空 港 内 D F S	酒 の アルテ ック	BIG 1 (小緑店)
ひ	久米仙酒造	850	600	750
久米仙ブラック 5 Yrs	久米仙酒造	1,800	1,380	1,780
久米仙ホワイト	久米仙酒造	3,300	2,500	2,980

(注) 空港内DFSで販売されている県産泡盛をメインとしたため特定の酒造メーカーに限定された。

以上からもわかるように、本来なら酒税上や流通体制からとりわけ県内の小売店よりも価格は低く設定されてもおかしくないはずだが、実際には空港施設内におけるDFSの同商品は県内の小売店(DS)よりも輪をかけて高い。これは小売店各々の利幅や仕入れロット数の問題等によるものと考えられるが、明らかに空港施設内のDFSは一部酒税などの税の免除を行っているにしても割高感が残ることは否定できない。従って、これらの商品を空港内DFSからお土産として買っていく観光客は那覇などに点在する小売店に比べるとそんなに多いとは考えられない。

本県において外国からの輸入物資が飛ぶように売れた時代、つまり復帰直後とは明らかに時代が180度変わってしまっている。これは、戦後日本が対米追随（追いつけ・追い越せアメリカ）をスローガンに高度成長を遂げた時代、つまり米軍基地やそれらに関係する空間の存在が旅客者に対して異文化を感じさせるものとなってしまった。

じさせ、結果として観光客誘因の一躍を担っていた時代とは明らかに変わってしまっている。実際一昔前までは本土からの観光客は必ずといっていいほどコザ（沖縄市）のディスコや空港通りに米人及びインド人などの経営するお店を訪れ、そこでショッピングを楽しんでいた。

しかしながら、現代のような時世においては、アメリカナイズされた地域＝沖縄というイメージではなく、むしろそのようなイメージであれば東京を中心とする大都市の方がずっとアメリカ的な空間を味わうことができるはずである。もはや沖縄はアメリカ的空间を体験する場所ではなく、「青い海」や「青い空」、「豊富な自然資源」などを満喫するための地域として旅客者から要望及びイメージされていることから本県の持っている空間を生かした地域づくりが求められているのは周知のところである。

加えて、価格破壊やディスカウントショップ、自由貿易（2010年）を前提とした規制緩和が奨励される時代においては、もはや外国物資をDFSのみにおいて安価で購入できるという制度には限界があるようと思えてならない。

例えば、ディスカウントショップの実態については、バブルの崩壊が日本経済を揺るがせ価格破壊が台頭し始めた91年頃から店舗売上伸び率において前年度比9.5%の伸びを示し、90年度の伸び率を0.4ポイント上回っている。92年度についても8.5%増と好調で、特に酒や薬品に等については、20%以上伸びている⁽¹⁾。このことは、外国製品を購入するという観点から、今の価格破壊や価格革命といった時代においては、もはやDFSなどのある特定の小売店のみが安価な商品を提供できるという時代もしくはDFSという制度の終焉のプロローグに思えてならない。

さらに、沖縄型特定免税店の取り扱い品目のそのほとんどが外国製品というところに疑問を持たずにはいられない。なぜなら、沖縄に入ってくる外国貨物は沖縄サイドでミニマム・ロットをまとめることができないために、そのほとんどが本土の名古屋や神戸などのメインポートを経由して沖縄に入ってくる。つまり、沖縄に入って来る外国貨物はどうして

も本土一沖縄間のコストが賦課されるため当然割高にならざるを得ない。よって、本土と競合する同製品の免税販売は対象人物が異なるとはいえ、いずれは観光戻税制度と類似の傾向をたどると考えられる。

具体的に沖縄型特定免税店で扱われる指定物品は観光戻税制度指定品目である8品目以外ということになり、酒類や衣類、化粧品などは上述したように本土のディスカウントショップにおいて内外価格差の縮小や輸送費などの問題で沖縄より格安に購入できることが予想されることから、旅客者が沖縄型特定免税店において購入するだろうと思われる品目は食料品が主となるであろう。

食料品について最近では口蹄疫により台湾からの豚肉の輸入禁止、香港からの鶏肉輸入禁止、さらには病原菌が原因ではないが数年前食料不足に至った後のタイ米の処分及びディスカウントショップやスーパー・マーケットなどにおいて、フィリピンやベトナム産などの東南アジア諸国等からの超低価格商品の多量在庫問題など今の日本国民は明らかに安全性や嗜好に対して敏感である。

従って、現在本土からの観光客に人気のある牛肉やロブスターなどの一部の生鮮食料品を除いては、本制度がメインとなり観光関連産業振興における一役を担い、沖縄自由貿易地域の設置目的でもある「沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興」に寄与するとは考えられない。

よって、沖縄型特定免税店の設置も視野に入れ、沖縄自由貿易地域の設置がローカル企業を巻き込み、沖縄における産業振興の起爆剤とならなければならない。そのため沖縄型特定免税店の設置にあたっては根本的な輸送経路の問題などをクリアするとともに沖縄のカラーが出せる空間を創出しなければならないと考えている。つまり、DFS制度の第一義的な目的が実質上国内産業の保護にあることや、2010年の貿易自由化というグローバリゼーションを考慮すれば、国内産業の保護及び育成という観点から今後なんらかの従前とは異なる施策の展開が必要とされるところである。

③「沖縄型特定免税店」

98年6月29日より施行された沖縄型特定免税店について「沖縄型特定免税店（デューティーフリーショップ）制度の適用品目を定めた関税暫定措置法の施行令改正が決定し対象外品目として①ウイスキー、ブランデー、②腕時計、③香水、④喫煙用ライター、⑤万年筆、⑥皮製ハンドバッグ、⑦身辺用細貨類、⑧さんご、べっこう製品」、限度額を「20万円」としている。つまり、沖縄型特定免税店での対象品目は、観光戻税制度に適用されている品目以外ということになる。

この沖縄型特定免税店は、実は関税法改正という表現をしているためによけいに一般の人たちには理解しがたいものとなっている。それで簡単に解釈してもらうために関税法改正といつても従来の関税法（関税暫定措置法）の中に沖縄型特定免税店（関税暫定措置法第10条の4）を許可する法律を新たに付け足したと理解したほうがいい。それによって、沖縄には上述した2つの制度と本制度を含む類似の制度が3つ存在することになった。

そこで、この沖縄型特定免税店は前者とどこが異なるかというと、前者は以上の品目に対して税を払い戻す制度で、この沖縄型特定免税店は外国からの上記の品目以外の輸入される品目について「関税免除」というところに特徴がある。つまり、前者については沖縄を訪れる観光客や旅行者は県内の指定された小売店で関税がなどが課せられた商品を購入する。その商品の購入後、購入者自身がある一定の手続きをとることにより、その金額及び数量によって一定額を払い戻す制度である。

今回のこの沖縄型特定免税店というのは、空港施設内に設置する承認小売業者においてのみ販売されている外国製品を関税免除という形で購入できるのに大きな特徴がある。実際は承認小売業者が購入者に代わって一旦関税を支払った状態で輸入許可を得て、その後に特定販売物品に係る金額や品目を税関に申請して、関税額を払い戻すシステムとなっている。よって、旅客者は結果的に関税が課せられていない商品を購入することができるという制度である。いわゆる観光戻税制度の払い戻し手続きを承認小売業者が代行してくれると理解するといい。ちなみに、沖

縄型特定免税店については、内国消費税などの諸税が支払われることになるであろうと考えられる。

従って、「観光戻税制度」と「沖縄型特定免税店」は輸入品を割安で手に入れられるというところに共通項があるが、各々の制度についてはその小売店の設置場所や対象品目などに若干の違いがある。

理想からすると本県の観光産業振興制度において観光戻税制度及び沖縄型特定免税店を合わせた相乗効果が期待されるものがあった。実際沖縄を訪れる観光客は日本人とは限られておらず外国からの観光客も考えられる。沖縄型特定免税店についての対象人物は、外国から沖縄へ来て、沖縄から本土へ出域する旅客者も考えられが、関税暫定措置法第10条の4「沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が…」及び資料「5 特定販売物品の購入方法」(1)及び「6 購入記録表の確認」(2)イと口から自ずと本土からの観光客に限られてくる。よって、沖縄から外国へ出国する際の出域者には沖縄型特定免税店の制度は利用できないことを意味する。しかし外国からの入域者については、那覇などに点在する観光戻税承認店を利用すれば、本土からの観光客より外国製品を安価で購入できるというメリットはあると思われるが、それでも対象品目が異なっていることや観光戻税制度を利用している観光客がほとんどないこと、内外価格差の縮小からこれら2つの制度を抱き合せた相乗効果はほとんど期待できない。

では、具体的に沖縄型特定免税店における物品の購入方法はどうなっているのだろうか。

(1)旅客は特定販売物品を購入する場合には、小売業者に対して搭乗券を提示し、小売業者による旅客が関税暫定措置法第10条の4第1項に規定する出域をする者であるとの確認を受けることとする。この場合、小売業者は、購入記録票に搭乗便名を記載し、搭乗券に当該小売業者が旅客に対して交付した購入記録票の部数分の業者印を押なつして旅客に返送する。

(2)小売業者が旅客に対して交付する記録票は、別紙様式2（税関提出用、税關確認・承認小売業者送付用、購入者用及び承認小売業者保管用）

の4枚形式とする。

(3)小売業者は、旅客に対し特定販売物品を販売する場合には、所用の事項を記載した購入記録票のうち税関提出用、税關確認・承認小売業者送付用及び購入者用を旅客に対し交付することとし、承認小売業者保管用は小売業者が保管する。この場合、小売業者は旅客に当該旅客が既に交付を受けた購入記録票を提示させ購入価格の合計額を確認するものとする。

以上のように沖縄型特定免税店における物品の購入が規定されているが、ここでも理解できるように沖縄型特定免税店といっているが、実際は観光戻税制度と同様な手続きを踏まえた制度であることがわかるはずである。すなわち、沖縄型特定免税店というのは観光戻税制度における8品目以外の製品について一定の手続きを踏まえた上で上限額20万とし、「関税」のみを免除された物品を購入できる制度であると理解できる。

沖縄型というからには、沖縄の独創的な免税店の設置が求められるはずだが、沖縄のカラーが全くでていないように思えてならない。では、刷新されるべき沖縄自由貿易地域が県内企業を巻き込んで、その設置目的を果たすにはどのようにすればよいのだろうか。

4 沖縄型特定免税店私論

沖縄型特定免税店については、シャネルやグッチ、ルイ・ビトン、クリスチャン・ディ・オール、マックなどのブランド専門店などが一個所に集積されたショッピングモールタイプの免税店の設置が望まれることは言うまでもない。また、本県ならではの特定免税店としての独創的な空間を創出するために地域特産品については、酒税や内国消費税、一般消費税などを免除し、上限価格や数量の範囲内での免税販売を行うようにする。これは、戦後日本が「幼稚産業保護」のもと自動車産業と電気機械産業を対象に国内の産業育成のために類似の輸入製品を規制していたのにその正当性が証明できるはずである。

つまり、沖縄の特産品の代表格である泡盛などは、現況を見る限り将来において成長産業になることが可能との見方から「幼稚産業」と位置づけられるはずである。その証拠に現在泡盛に対する国内外の関心は相当高く、本県においてはウイスキーやブランデーよりも人気があるといつても過言ではない。

本来幼稚産業は、国策でもってその位置づけがなされていたものの、ボーダレス化・グローバル化・国際化というものはや一国単位で経済指標を図る時代ではなく、各々の地域でもって経済活動の範囲を開拓する時代においては当然のことである。よって、特に泡盛産業や観光関連産業は本県の幼稚産業としての位置づけが確定されるところであろう。

これまで「幼稚産業保護」については、関税及び輸入規制という2通りをもって国内産業の保護という目的を達成せしめてきたが、沖縄県においてはこの幼稚関連産業における保護・育成の手法を内国消費税及び一般消費税免除という手法により達成させるのである。やはり、沖縄自由貿易地域の設置目的に沿うように地場産業の参画を促し、域内経済に活力を与え、地域経済の活性化を促進するような仕組みづくりが最も重要な課題であると考える。

従来とは全く違う県産品に対する内国消費税免除の免税店の設置にあたってだが、輸入に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下、「輸微法」という。）第2条の2及び関税定率法第3条の2がその根拠となっている。

そこで、まず関税法における「輸入」の定義を明確にする必要がある。なぜなら本県から一旦保税地域へ県産品を搬出する形態となるため、輸入という言葉の取り扱いを再認識する必要があるからである。また同様に内国消費税及び関税における定率等を定めている関税定率法についても再確認する必要がある。

関税法における「輸入」とは、同法第2条において「外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由する者については、保税地域を経て本邦に）引き取ることを言う」とある。つまり、税関空港施設に設置される

沖縄型特定免税店は、関税法上保税地域枠内の適用を受けていたため沖縄型特定免税店（デューティーフリーショップ）より本邦に持ち込まれる物資については輸入として取り扱われることの解釈が成り立つところである。

以上のこと念頭に輸徴法第2条の2において「保税地域から引き取られる課税物品のうち、関税定率法第3条の2第1項の規定の適用を受けるものについては、当該取引に係る内国消費税は課さない」と規定されている。内国消費税とは同法第2条において「酒税法等の規定により課せられ酒税、たばこ消費税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税又はトランプ類税をいう」とある。

つまり、関税の定率等を定めている関税定率法における入国者の携帯貨物に対する簡易税率、第3条の2では、「本邦に入国する者がその入国に際して携帯して輸入する貨物に対する関税率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、輸入貨物に対して課せられる関税及び内国消費税の率を統合したものを基礎として算出した別表の附表簡易税率表による」とある。ここで言う附表簡易税率表について論考する余地はないが、同法2項に「前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない」として「この法律その他関税に関する法律の規定により関税率が無税とされている貨物及び関税が免除される貨物」とある。つまり、保税地域である沖縄型特定免税店から入国の際の携帯品として特定販売物品を輸入（引き取る）する場合、無関税及び関税免除されている物品は内国消費税が免除されるとの解釈が成り立つところである。いわゆる、本来から内国貨物である県産品は言うまでもなく「関税」が課せらることはない。ここでいう内国貨物とは本邦にある貨物（関税法第2条）のことをいう。したがって、沖縄県産品は内国貨物として扱われるのが当然である。

よって、保税地域内の沖縄型特定免税店で販売される沖縄県産品を指定販売物品に指定し、関連他法令の適用を受ければ、とりわけ泡盛などに課せられている酒税、さらに一般消費税等を免除し、域内関連産業の活性化を図ることができる。

ちなみにみ、戻税制度における関税及び内国消費税の免除については沖縄復帰特別措置法第85条に「沖縄県の区域から出域する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で………当該指定物品がこれを購入した者により携帯して当該区域以外の本法の地域へ移出され又は携帯して輸出されたときは………当該指定物品について納付されるべき関税又は内国消費税の全部又は一部に相当する金額を払い戻す」とあることからもわかるように内国消費税の免除が適用されるとの解釈が可能である。

上述した「関税法」及び「輸徴法」、さらには「関税定率法」を根拠に県産品の内国消費税の免除が法の拡大解釈に値するとの声も聞かれよう。しかしながら、実際そうなのか従前の沖縄自由貿易地域がその答えを導いてくれる。

現在（改正沖縄法以前）の自由貿易地域は、「沖縄振興開発特別措置法第4章23条～28条」及び「沖縄振興開発特別措置法施行令第12条の2～12条の7」、「自由貿易地域内における事業認定申請に関する總理府令」の法的根拠のもと設置され、この沖縄自由貿易地域は日本国関税法枠内における「保税地域」として取り扱われているのは承知の通りである。しかしながら、貿易実務においては関税法や外為法、輸入貿易管理令などの他法令の適用を受けているのが現状であり、沖縄自由貿易地域は上述の3つの根拠法令のみで成り立っているのではない。結果的に根拠法令以外の他法令の適用を受けているのが現状である。

では、改正関税法における沖縄型特定免税店についてはどうだろうか。沖縄型特定免税店の設置にあたっては、「沖縄振興開発特別措置法第18条の8」「関税暫定措置法第10条の4」「関税暫定措置法施行令第67条の4」が根拠法令になっている。つまり、この3つの法令をもって施行することになっている。

先述のように、従前の沖縄自由貿易地域については、関税法や外為法、輸入貿易管理令等の根拠法令以外の法令に適用せざる終えない状況をみる限り、沖縄型特定免税店の設置については関連法令の適用を受けないとするのは法のもつ平等性からも矛盾するところである。

よって、関税法枠内の保税地域扱いとされている沖縄自由貿易地域は上述の関連他法令により内国消費税の免除の正当性が伺える。

加えて、地域振興という観点から沖縄県産品の県外展開については現在においてもその輸送費が最大のネックとなっているためその問題を解決する必要がある。そこで、現在行われている本土一沖縄間の片道輸送を沖縄県産品に限り1／2～1／3程度の輸送費で運べるような制度を設けるべきである。つまり、沖縄から本土へ運んでいる空コンテナに県産品を積んで実入りコンテナとし、運賃の軽減を図るべきである。

本来沖縄自由貿易地域は、「沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために」設置されたものであって、旅客者へ外国物資を安く提供するショッピング天国の構想は持ち合わせていなかったはずだ。沖縄型特定免税店はあくまでも自由貿易地域論の中において本県の特色を醸し出せる一手法であって、それがメインではない。ゆえに、やはり自由貿易地域の設置目的の達成という意味においても地元企業などの域内進出に伴う地域産業の活性化及び貿易振興に重点を置くべきであると考えている。よって、この沖縄自由貿易地域における課題を満たすのが上述した沖縄県産品を特定販売物品に指定し、内国及び一般消費税を免除するという従来の発想とは全く異なった手法により新たな沖縄自由貿易地域を設置することである。やはり、「沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資する」ための施策や同施設の設置目的を可能にせしめるための法的整備及び制度の確立が求められる。そのため上述の関連他法令における内国消費税免除の根拠がファジー（曖昧）というのなら、新たに別枠でもって地場産業の参画を促し、地域活性化の起爆剤となるような法制度の確立が最も重要な課題であることは言うまでもない。

例えば、国内外を問わず沖縄特別自由貿易地域に進出する企業については、法人税や各種税制制度の優遇処置、自由なビジネス活動を与えるとともに、域内企業の参画を促進するため、EUのローカル・コンテンツ法のような法制度が必要と考える。ちな

みにローカル・コンテンツ法とは、域内進出企業はその原材料や部品の80%を域内から調達しなければならない。よってEUにおいては日本や米国からの部品等の輸入が事实上制限されることになる。そのため外国からの域内への進出企業はローカル・コンテンツ法によって自国からの部品調達が制限されているため、域内において部品等のメーカーを育成するか、域内にそっくりそのまま持ち込むことになる。結果的として域内に高い技術力をもった優秀な中小企業群がEUに育つことになる。

つまり、沖縄特別自由貿易地域に言い換えれば、有形財を生産する場合には本県に資源が皆無に近いことから他地域から輸入せざるを得ない状況であるが、本県の中小企業群にその製造過程の一部を担ってもらうとか、域内へそっくりそのまま部品メーカーを持ち込む、またはその際従業員の何%かは地元の人たちを雇うなどが考えられる。さらには、前述のように純粋に沖縄県産品として本土へ出荷する場合には、ローカル・プロダクト法（仮称）により、内国消費税や一般消費税の一部を免除してもらうことも考えられる。

以上のことから沖縄型特定免税店において沖縄県産品を指定販売物品にすることが可能であるなら、沖縄県の産業振興及び県産品の県外展開に対する相当なインセンティブになることは間違いない。そのことにより沖縄自由貿易地域の設置目的が達成されれば、財政赤字を抱える日本丸にとって公共事業及び補助金という莫大な財政支出の圧縮が可能となり、まさに一石二鳥の制度であると考える。事実、1975年の34.2%だった財政依存率が1992年には28.29%に低下している現実に目を背けてはならない。

加えて、自由貿易地域内において通関前の食料品について飲食店での食材の非課税販売により沖縄らしさの空間を創出すべきである。また、家族で旅行を楽しむ傾向にある現代では、アミューズメントパークも考慮し、まさに他とは異なる独創的な免税店の設置が望まれる。

おわりに

1997年7月2日タイが自国通貨、バーツの対米ドル固定レートを廃止し、変動為替相場制の導入に踏み切ったことにより、アジア一帯を襲った「経済危機」は香港の日系企業の相次ぐ撤退や、インドネシアに至っては30年以上に渡ったスハルト政権の崩壊など今アジアは変容の渦に巻き込まれている。

アジア地域を取り巻く一連の経済危機を沖縄は決して対岸の火事と認識してはならない。このような社会情勢中、沖縄が目指す国際都市形成構想のためにはどのような施策や制度をもって目標の達成を図るべきかを明確にし、構想を構想の域で終わらせてはならない。

沖縄自由貿易地域がオープンして以来、その働きに疑問視されてきたのは今に始まることではない。今の自由貿易地域について県内外の学者や経済界のまでもがさまざまな角度から検討し議論を重ねてきたが、結果として今の自由貿易地域の不憫さについて改めて確認したに過ぎないように思えてならない。事の根本は何ら解決されていない。

今、沖縄自由貿易地域において必要なのは、同施設の不自由さを再認識することではない。そんなことはオープンしたときから予測がついていた。もっと事の根本に踏み込み、沖縄自由貿易地域における設置目的の障害となっているさまざまな要因を解きほぐしていくことである。

仮に沖縄自由貿易地域が関税法の枠内扱いということであればどのようにしたらその設置目的に沿った施設となるのか、もしくは関税法枠内扱いであるためどうしてもできないというのなら、関税法の枠外で扱うのか、または同法内でバッティングしている条文同士をクリアすれば済むことなのか、その他に別の新たな法を用いてその設置目的の達成を図らなければならないのか、などが最も重要なことである。沖縄自由貿易地域の設置以来同施設を「沖縄不自由貿易地域」と嘲笑しても何ら問題は解決しない。今必要なのはそんなことではなく、やはり原点に帰つて沖縄自由貿易地域の設置目的を達成するための具体的な法体系づくりと制度づくりである。

今の沖縄自由貿易地域は対外的、とりわけ東アジアに通用する自由貿易地域とは言い難く、また諸外国（台湾等）が望んでいる貿易促進地域とは天と地の差がある。それは、あたかもミッキーマウスがないディズニーランドと一緒にだ。主人公のいないドラマはない。

今一度沖縄自由貿易地域の意義とその設置目的について再考したいものである。

(平成10年8月)

(注)

「ポスト不況の日本経済」 P134 山口義行+小西一雄 講談社現代新書

資料

沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の払い戻し制度について

関税暫定措置法（以下「法」という。）第10条の4の規程に基づく沖縄県からの出域する旅客の携帯品に係る関税の払い戻しは、下記の取扱いにより実施することとし、平成10年6月29日から適用する。

1 承認小売業の承認申請手続等

法第10条の4に規定する小売業者（以下「小売業者」という。）の承認は、次により行う。

(1)小売業者の承認の要件

沖縄地区税關長は、次のいずれかに該当する場合においては、法第10条の4に規程する承認をしないことができる。

- イ 申請者が関税法その他関税に関する法令の規程に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない場合
- ロ 申請者が上記イに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業員として使用する者である場合

(2)承認を行う税関官署

小売業者の承認に関する事務は、法第10条の4第1項の規程の適用を受けようとする物品（以下「特定販売物品」という。）の小売販売場（以下「特定販売場」という。）の所在地を管轄する税関官署（保税事務担当部門）において行う。

(3)承認の申請手続

関税暫定措置施行令（以下「令」という。）第67条の3第1項に規程による小売業者の承認申請は、「特定販売物品小売業者承認申請書」（別紙様式1）2通（原本、承認用）を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認用）に承認印を押なつして申請者に交付する。

「特定販売物品小売業者承認申請書」中「従業員等」とは、申請者が法人である場合にあっては役員及び申請者の代理人、支配人その他の主要な従業員として使用する者をいう。

(4)承認申請書の添付書類

承認申請書には、次のものを添付させる。

- イ 申請者が法人の場合においては登記簿の謄本、個人の場合においては住民票の写し
- ロ 申請者が沖縄振興開発特別措置法第18条の8に規程する施設において特定販売物品の小売販売を行う権利を有することを証する書類

(5)承認の際に付する条件

小売業者の承認をするに際して、令第67条の7に規定する帳簿、その他特定販売物品の受入及び販売等に関する書類を2年間保存しなければならない旨の条件を付するものとする。

(6)承認の内容の変更の手続

令第67条の3第2項に規程する小売業者の承認の内容に変更があったときの手続は、適宜の様式による「承認小売業者承認内容変更届」2通（原本、小売業者控）を提出させることにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通（小売業者控）に受理印を押なつして届出者に交付する。

(7)承認の期間及び承認の期間の変更手続

承認の期間及び承認の期間の変更手続きは、次による。

- イ 小売業者の承認期間は、原則として、承認の日から1年間とし、引き続き特定販売物品の販売を行う場合には、承認期間の更新手続きを行わせる。
- ロ 承認期間の更新の申請は、「特定販売物品小売業者承認申請書」2通（原本、承認用）を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認用）に承認印を押なつして申請者に交付する。

2 特定販売物品に関する記帳

令第67条の7の規定により小売業者が備え付ける帳簿及びこれに記載する事項等については、次によるものとする。

- (1)令第67条の7に規定する帳簿は、特定販売場ごとに備え付ける。
- (2)帳簿は、令第67条の7に規定する事項を記載したものであれば、戻し税用の帳簿を備えさせる必要はなく、小売業者の営業用の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。
- (3)令第67条の7に規定する事項の帳簿への記載は、次によるものとする。
 - イ 令第67条の7第1号の規定による特定販売物品の受入状況の記帳は、受け入れた特定販売物品の輸入の許可をした税関、輸入の許可年月日及び輸入許可番号を異にするごとに、当該輸入許可に係る品名（銘柄、規格が異なるごとに、その品名、銘柄及び規格をいうものとする。以下同じ。）、数量、受入先及び受入年月日を記入する。
 - ロ 令第67条の7第2号の規定による受け入れた特定販売物品に係る関税額の記帳は、上記イにより記帳した品名ごとに、その関税の額を記帳する。
 - ハ 令第67条の7第3号の規定による特定販売物品の販売状況の記帳は、次による。
 - (イ)上記イにより記帳した品名に対応する欄に、

販売した年月日、数量及び払い戻しを受けることができる額を記入する。

- (ロ)特定販売物品の記帳は、原則として、品名ごとに受入の順序に従って販売されたものとして記帳する。
- (ハ)同一の日に同一の品名の特定販売物品が複数販売されたときは、その日計の販売数量とこれに係る払戻しを受けることができる関税の額を記帳する。

3 払戻しが摘要される金額の上限

令第67条の5に規定する金額は、旅客が承認小売業者から購入した価格（購入の際に課された消費税等内国消費税に相当する額を含む。）とする。

4 特定販売場等の表示

承認を受けた特定販売場には、旅客の見やすい場所に小売業者であることを示す表示板を掲げるとともに、特定販売物品については、正札に表示する等の方法により、特定販売物品であることを旅客に周知させるものとする。

5 特定販売物品の購入方法

- (1)旅客は特定販売物品を購入する場合には、小売業者に対して搭乗券を提示し、小売業者による旅客が関税暫定措置法第10条の4第1項に規定する出域をする者であることの確認を受けることとする。この場合、小売業者は、購入記録票に搭乗便名を記載し、搭乗券に当該小売業者が旅客に対して交付した購入記録票の部数分の業者印を押なつして旅客に返送する。
- (2)小売業者が旅客に対して交付する記録票は、別紙様式2（税関提出用、税関確認・承認小売業者送付用、購入者用及び承認小売業者保管用）の4枚形式とする。
- (3)小売業者は、旅客に対し特定販売物品を販売する場合には、所用の事項を記載した購入記録票のうち税関提出用、税関確認・承認小売業者送付用及び購入者用を旅客に対し交付することとし、承認小売業者保管用は小売業者が保管する。

この場合、小売業者は旅客に当該旅客が既に交付を受けた購入記録票を提示させ購入価格の合計額を確認するものとする。

6 購入記録表の確認

令第67場の6第3項の規定により旅客が提出した購入記録票の確認は、次による。

- (1)特定販売物品を購入した旅客は、出域する際、購入記録票（税関提出用、税関確認・承認小売業者送付用及び購入者用）を搭乗待合室の税関職員に対して提出するものとする。
- (2)税関職員は、旅客から提出を受けた購入記録票について、次の事項を確認する。
 - この場合、税関職員は、必要に応じて、旅客に特定販売物品又は搭乗券を提示させるものとし、確認後は速やかに旅客に返付する。
 - イ 旅客が法第10条の4第1項に規定する出域をする者であること。
 - ロ 記載された物品が移出されること。
 - ハ 記載されている物品が関税払戻しの適用を受ける物品に該当すること及びその物品の購入価格の合計が関税払戻しの適用を受ける範囲内であること。
- (3)上記の(2)の確認により、上記(2)ロ及びハに該当しないことが判明した場合には、税関職員は次により購入記録票の訂正等を行う。
 - この場合、購入者用については下記ハに係る訂正是要しない。
 - イ 抹消又は訂正する品名、数量、価格を2線をもって抹消し、訂正の場合はその線の上部に訂正後の数量又は価格を書き込む。
 - ロ 抹消及び書き込みはすべて朱書きで行い、税関提出用、税関確認・承認小売業者用ごとに、その抹消した線の末尾に訂正印を押なつする。
 - ハ 購入価格の合計が払戻しが適用される金額の上限を越えている場合の適用を受ける物品の選択は、当該購入記録票を交付した小売業者により行わせるものとする。

なお、旅客が複数の小売業者から購入した

場合は、購入記録票を交付した小売業者の順に当該小売業者が販売した特定販売物品について適用を受けるものとし、購入価格の累計が適用限度額を最初に超える購入記録票を交付した小売業者が、払戻しが適用される金額の上限からすでに適用を受けた小売業者に係る特定販売物品の購入価格の合計額を差し引いた金額の範囲で適用を受ける物品について、当該小売業者が販売した特定販売物品のうちから選択するものとする。

(4)税関職員は、上記(2)の確認及び(3)の訂正等を行った後、税関確認・承認小売業者送付用及び購入者用に確認印を押なつして、税関確認・承認小売業者送付分取りまとめて小売業者に、購入者用は直ちに旅客に返付する。

7 関税払戻しの手続

令第67条及び8に規定する関税の払戻し手続きは、次による。

(1)申請書の受理等を行う官署

申請書の受理及び審査の事務は、特定販売場を管轄する税関官署（通関担当部門）において行うものとする。

(2)申請者

申請は、法第10条の4第1項の承認小売業者の名をもって行わせる。この場合において、同一の小売業者が二箇所以上の特定販売場で営業している場合には、当該特定販売場ごとに申請させるものとする。

(3)申請書の様式

令第67条の8に規定する申請書は、「特定販売物品に係る関税の払戻し申請書」（別紙様式3）とし、1部を提出することとする。

(4)申請書の作成区分

申請書は、令第67条の8の規定により毎月その月中に販売した特定販売物品を取りまとめて作成されることとする。この場合において、販売した特定販売物品とは、当該月中に前記6により税関の確認を受けた購入記録票に記載された特定販売物品をいう。

なお、税関の確認を受けた販売記録票に記載された特定販売物品の品名が令第67条の5に規定する払戻しが適用される上限を超えている場合は、当該適用されない物品又は当該上限を超えている特定販売物品については、戻し税の対象とならないので留意する。

(5)申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、税関が確認した購入記録票（税関確認・承認小売業者送付用）とするほか、審査を行うために必要と認めた場合は、令第67条の7に規定する帳簿、その他特定販売物品の受入れ及び販売等に関する書類を添付又は提示させるものとする。

別紙様式 1

平成 年 月 日

特定販売物品小売業者承認申請書

殿

申請者 指名又は名称

印

住所又は所在地

関税暫定措置法第 10 条の 4 第 1 項の規定により、下記の通り特定販売物品小売業者の承認を申請します。

記

特定販売場の 名称及び所在地	
承認を受けようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
販売しようとする特定販売物品	
従業員等の氏名	
申請者及び従業員に係る 関税法等の違反の有無	

別紙様式 2

購入記録票

購入年月日 年 月 日

交付を受けた通算の部数

部

旅客氏名

住所

搭乗便名

品 名	数 量	購 入 価 格 (消費税等を含む)
		円
		円
		円
		円
		円
		円

承認小売業者 氏名又は名称

住 所

特定販売場 名 称

所 在 地

税関
受理印
(確認印)

購入者のみなさんへ

- ・ 特定販売物品を購入した場合、小売店から購入記録票 3 枚（税関提出用、税関確認・承認小売業者送付用、購入者用）が渡されます。
- ・ 購入記録票 3 枚は、搭乗する際に搭乗待合室内の税関職員に対して提出し、税関の確認印を押なつした購入記録票（購入者用）の返付を受けて下さい。この場合、搭乗券又は購入した特定販売物品の提示を求められることがあります。

なお、返付を受けた購入記録票（購入者用）は、航空機に搭乗するまで保管してください。

(規格 B5)

備考 購入記録表は、税関提出用、税関確認・小売業者送付用、購入者用、承認小売業者保管用の 4 枚式とする。

別紙様式 3-1

特定販売物品に係る関税の払戻し申請所

(平成 年 月 分)

平成 年 月 日

沖縄地区税関長 殿

申 請 者 氏名又は名称

印

住所

特定販売場 名称

所在地

関税暫定措置法第 10 条の 4 第 1 項の規定により関税の払戻しを受けたいので、下記の通り申請します。

記

品 名	輸入許可 番号	関税納付額 の単位	数 量 及び単位	払戻しを受けよ うとする関税額
合 計				

戻し税 受領方法	1.直接受領		
	2.銀行振込	銀行名 口座名義 口座番号	銀行 支店 (普通・当座)
		3.銀行送金	銀行名

申請書(別紙)の枚数 枚

購入記録票の枚数 枚

(注) 1 この申請所及び内容明細は、2 通提出してください。

2 希望する戻し税の受領方法の番号を○で囲んでください。銀行振込又は銀行

送金を希望したときは、必要な事項を記入してください。

3 使用しない欄は斜線で抹消してください。

4 欄が足りない場合は、別紙様式 3-2 を使用してください。

(規格 A4)

別紙様式 3-2

特定販売物品に係る関税払戻し申請所（別紙）

（　枚目）

品名	輸入許可番号	関税納付額の単位	数量及び単位	払戻しを受けようとする関税額

(注) 1 使用しない欄は斜線で抹消してください。

2 払戻しを受けようとする関税額の合計は、別紙様式 3-1 の合計欄に記入してください。

(規格 A4)